

明記のないものは…  
●先着順●申し込み不要●午前8時30分から受け付け●費用は無料●持ち物はお問い合わせください  
凡 例 ▶ 申…申し込み、問…問い合わせ、費…費用

辻堂青少年会館  
☎(36)3002 ☎(36)3988 休館日=第3月曜日

◆①つじりんパークで遊ぼう！「ピーか・ぶー」 10月2日(水)午前10時～11時30分。人形劇ほか。6歳までの子と保護者20人(抽選)。  
◆②ワーキングママのパソコン講座 10月2日～23日毎週水曜日午前9時30分～正午、全4回。PowerPoint入門。講師=ITサロン藤沢。成人女性8人(抽選)。費2000円。  
◆③子育てママのパソコン講座 10月3日～24日毎週木曜日午前9時30分～正午、全4回。Excel演習。講師=ITサロン藤沢。成人女性8人(抽選)。費2000円。  
◆④つじせいキッチン 10月5日(土)午前9時30分～11時30分。野菜料理。小学生～高校生20人(抽選)。  
◆⑤リトルバンビ 10月11日(金)午前10時30分～11時15分。音楽と絵本の世界。6歳までの子と家族20人(抽選)。  
◆⑥いもほり 10月12日(土)午前9時30分～正午。小・中学生30人(抽選)。費500円。  
◆⑦9月10日(火)午前9時から⑧は17日(火)、⑨～⑫は18日(水)までに(公財)藤沢市みらい創造財団のホームページから。  
◆学習応援 10月5日(土)午前11時30分～午後0時30分。勉強会。小・中学生20人。

長久保公園  
☎(34)8422 ☎(36)6700 管理事務所休所日=月曜日、祝日の翌日

◆生垣用苗木の無償交付制度 市内在住の方へ無償で交付しています。交付時期=10月下旬(予定)。※交付条件など詳細はお問い合わせください。☎9月16日(水)～29日(日)に来園で。  
■緑化講習会  
◆秋(10月)のチョウ観察会 10月12日(土)午前10時～正午。講師=自然観察指導員上村文次氏。市内在住の方20人。☎9月15日(日)から長久保公園のホームページから、または電話・来園で。  
■みどりの展示会  
◆湘南山草会「秋の展示会」 10月5日(土)、6日(日)午前10時～午後4時。  
◆湘南遊行さつき会「盆栽と山野草展」 10月12日(土)、13日(日)午前10時～午後4時。

遠藤笹窪谷公園  
☎(47)7760 ☎(47)8525 管理事務所休所日=月曜日、祝日の翌日

◆秋の野鳥観察会 10月12日(土)午前10時～正午。講師=長久保公園職員。市内在住の方10人(抽選)。☎9月15日(日)～21日(土)に遠藤笹窪谷公園のホームページから、または電話・来園で。

ふじさわ宿交流館  
☎(55)2255、☎(20)5152 休館日=月曜日、祝日の翌日

◆小出川の彼岸花と遠藤の里山を楽しむ 9月26日(木)午前9時20分～午後1時。※荒天中止。50人。費1000円。☎9月16日(水)午前9時から電話で。  
◆歴史講座「小栗伝説と遊行寺」 10月19日(土)午後2時～4時。講師=遊行寺宝物館長遠山元浩氏。40人。☎9月20日(日)午前9時から電話で。  
◆江の島の「龍」に会いに行こう！～五頭龍伝説の島を探検 10月17日(土)午前9時30分～午後0時30分。※荒天中止。50人。費1000円。☎10月2日(水)午前9時から電話で。  
◆①宿場寄席 10月25日(金)午後2時～3時30分。40人(抽選)。  
◆②宿場ミニコンサート～湘南サウンドでおもてなし 11月2日(土)午後2時～3時30分。出演=湘南ファミリーバンド。40人(抽選)。  
◆③太田プロ爆笑ライブ 11月3日(日)◎正午◎午後2時。各回40人(抽選)。  
◆④クラシック音楽を聴こう！童謡・唱歌を一緒に唄おう！楽しもう！ 11月9日(土)午後2時～3時30分。40人(抽選)。

◆⑤は10月1日(火)、⑥は9日(水)、⑦は10日(木)、⑧は15日(火)(いずれも必着)までに講座名、住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加人数、⑨は参加希望時間(複数可)を郵送(往復はがき、1通2人まで)でふじさわ宿交流館(〒251-0001 西富1-3-3)へ。  
◆音の場(オトノバ) 9月21日(土)午前10時～正午。打楽器で遊ぶ(楽器初心者可)。※楽器の持ち込みも可。講師=TOKIDOKI。



善ちゃんとおんの大人が楽しむ紙芝居

9月21日(土)午後2時～3時。「江ノ島五頭龍伝説」、「一遍上人」ほか。  
■ワークショップ  
◆藍のガーゼストールづくり(藍染め) 10月20日(日)◎午前10時～11時◎午前11時30分～午後0時30分。講師=蔵まえ佐野晴美氏。各回10人。費2200円。☎9月27日(金)午前9時から電話で。  
◆刺し子のふきん 10月23日(水)午後1時～3時。講師=工房いとへん薄井麻子氏。成人10人。費1500円。☎10月4日(金)午前9時から電話で。

藤沢青少年会館  
☎(25)5215 ☎(28)9567 休館日=第3月曜日

◆チームボランティア 10月5日(土)午前10時～正午。活動体験。小学生18人(抽選)。費100円。☎9月21日(土)午前9時～26日(木)に(公財)藤沢市みらい創造財団のホームページから。

アートのスペース  
☎(30)1816 休館日=月曜日、祝日の翌日

◆白珠書道教室(ふたば書道会)「古より未来へ」 9月17日(火)～22日(水)午前10時～午後7時(22日は午後3時まで)。

やすらぎ荘  
☎(81)6068 ☎(83)4624 休館日=月曜日

◆文学講座「紫式部日記」を読む 10月10日～24日毎週木曜日午前10時45分～午後0時15分、全3回。講師=古典研究誌並木の里主宰増淵勝一氏。市内在住の60歳以上の方30人。費100円。☎9月26日(水)から電話で。  
◆「みなさまに愛されて55年」第49回やすらぎ祭 10月5日(土)、6日(日)午前9時～午後2時30分。サークル発表会、模擬店ほか。市内在住の方。

湘南なぎさ荘  
☎(36)2315 ☎(36)1171 休館日=月曜日

◆スマートフォン活用のための「便利な操作とLINE基礎講座」 10月3日(土)午前10時～午後3時。講師=ITサロン藤沢。市内在住の60歳以上でスマホの基本操作ができる方10人。費100円。☎9月19日(水)から電話・来館で。  
◆ゆがみ調整講座～背骨矯正ストレッチ 10月8日(火)、26日(土)午後1時15分～2時45分。講師=小野口秀治氏。市内在住の60歳以上の方各日30人。☎9月25日(水)から電話・来館で。  
◆健康づくり運動講座～ストレッチローラーで背中すっきり！ 10月15日(火)午前10時～正午。市内在住の60歳以上でポールの上で仰向けになれる方15人。☎9月29日(日)から電話・来館で。

こぶし荘  
☎(45)3121 ☎(45)3126 休館日=月曜日

◆サークル共催事業「社交ダンス体験」 10月2日(水)、16日(水)、11月6日(水)午前9時20分～11時20分、全3回。市内在住の60歳以上の方20人。☎9月18日(水)から電話・来館で。  
◆落語で楽しく高齢者交通安全教室 10月11日(金)午前10時30分～正午。出演=女流落語家鈴々舎美馬氏。市内在住の60歳以上の方60人。☎9月19日(水)から電話・来館で。  
◆サークル共催事業「初心者俳句の会」 10月20日(日)◎午前10時～11時◎午前11時30分～午後0時30分。講師=蔵まえ佐野晴美氏。各回10人。費2200円。☎9月27日(金)午前9時から電話で。  
◆クラフトバンドでかわいい三輪車 10月16日(水)午前10時～正午。市内在住の60歳以上の方20人(抽選)。費200円。☎10月2日(水)までに電話・来館で。

少年の森  
☎(48)7234 ☎(48)7249 休所日=月曜日

◆デイキャンプ 通年、午前10時～午後3時30分。日帰りの野外炊事。※食材は持参。費まき代1束500円。☎団体(18歳以下の方10人以上と引率者)での利用は希望日の3カ月前から、子を含む家族での利用は2カ月前から電話・来所で。  
◆森のマルシェ 9月22日(水)午前9時～午後4時。※雨天時は23日(木)。地元野菜・雑貨の販売、子どもの遊びやクラフトの体験ブースほか。

CULTURE SPACE カルチャースペース

特集 児童手当の制度が拡充されます

主な改正の内容

- ◎所得に関係なく、年齢に応じて児童手当が支給されます(所得制限の撤廃)
- ◎第3子以降の多子加算額が増えます
- ◎高校生年代(今年度は右記の通り)の子ども、支給対象となります
- ◎大学生年代(今年度は右記の通り)の子ども、第3子以降加算のカウント対象となります
- ◎支払いは年6回で、偶数月(4・6・8・10・12・2月)に前月分までの手当を支給します。支給日は10日頃です

	変更前(2024年9月分まで)	変更後(2024年10月分から)
支給対象児童	中学校修了まで	高校生年代まで
所得制限	受給者の所得により手当の減額(特例給付)や不支給	なし
手当月額	3歳未満：1万5000円 3歳～小学校修了 第1子：第2子：1万円 第3子以降：1万5000円 中学生：1万円 ※特例給付は一律5000円	3歳未満 第1子・第2子：1万5000円 第3子以降：3万円 3歳～高校生年代 第1子・第2子：1万円 第3子以降：3万円 ※特例給付は廃止
第3子以降加算時、子どもの人数として数える対象	高校生年代まで	経済的な負担をしている大学生年代まで
支払回数	年3回(6月・10月・2月)	年6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)
支払通知書	あり	なし

新たに申請が必要な方

- ◎所得上限限度額以上の所得があるため、児童手当を受給していない方
- ◎高校生年代の子のみ養育している方

申請方法

申請が必要な方で、8月1日時点で本市に住民登録がある方には、8月に案内を送付しています。市のホームページの子育て給付課のページから、または案内に同封されている申請書類を郵送で子育て給付課へ  
※本市で一度も児童手当の申請をしていない方は、案内が送付されない場合があります

額改定の申請が必要な方

- ◎現在、児童手当・特例給付を受給して、市内に住民登録がない高校生年代の子を養育している方
- ◎現在、児童手当・特例給付を受給して、大学生年代を養育しており、かつその子を含めて3人以上の子を養育している方

申請方法

市のホームページの子育て給付課のページから、または申請書を郵送で子育て給付課へ  
※申請書は市のホームページの子育て給付課のページからダウンロードできます

詳細は市のホームページの子育て給付課のページへ  
※公務員の方は職場にお問い合わせください



申請期限

9月30日(月)〈消印有効〉

9月30日(月)までの申請で、2024年10・11月分の手当を24年12月10日頃支給します。  
申請期限を過ぎた後でも、経過措置として25年3月31日(月)〈最終期限〉までは申請を受け付けます。順次審査し、25年2月以降に24年10月分の手当までさかのぼって支給します。  
※最終期限を過ぎた場合は、申請の翌月分からの支給となります。申請月以前の月分の手当は支給されないため、お早めに申請をお願いします

支払通知書の送付を終了します  
2024年10月をもって支払通知書(はがき)の送付を終了します。対象の子の増減や年齢により月額が変わる場合は、額改定通知書でお知らせします。  
※出生や転入により、養育する子が増える場合は、「額改定認定請求」が必要です

ホームページには、申請が必要かどうかや、必要書類について紹介しているフローチャートも掲載しています

